

山口県報

平成22年
11月16日
(火曜日)

目次

告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一

保安林予定森林 (長門市) (森林整備課) 三

公告
国土調査の成果の認証 (地域政策課) 四

美術館に係る指定管理者の公募に係る心募の時期及び方法等 (文化振興課) 四

選管告示
政治団体の名称等 五

解散等に係る政治団体の名称等 六

資金管理団体の名称等 六

資金管理団体の異動事項 六

政治資金規正法第十九条第三項第一号に該当する旨の届出があつた資金管理団体の名称等 七



山口県告示第三百九十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十二年十一月十六日から同年十二月六日ま

の間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十二年十一月十六日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 協和発酵バイオ株式会社
住 所 東京都千代田区大手町一丁目六番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 協和発酵バイオ株式会社山口事業所宇部
所 在 地 宇部市大字藤曲二五四八番地
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法	
	能 (ℓ/時)	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 間隔
三〇一口	六〇〇	平成二二、 一一、一七	平成二三、 二、一五	平成二三、 二、二〇	連 続 二四時間 時りの使用 間隔 季節的変 動の概要 変動なし

備考 「三〇一口」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第三十号の発酵工業の用に供する蒸りゅう施設をいう。

五 排出水の汚染状態の値及び排出水量

No. 2 排水口	No. 1 排水口	排水口の		汚染状態の値		排水の一日当たりの量 (m ³)
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)	室素 (mg/l)	
八・五	七	通常	最大	通常	最大	七、六〇〇
九、九	九、五	九、九	九、五	二〇	二五	六九、八三五
五	一九・九	三〇	三三	八	二五	六九、八三五
検出せず	二	〇・七	三八	〇・一五	〇・九	三七、六〇〇

山口県告示第百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保
安林を次のように指定する予定である。

平成二十二年十一月十六日

山口県知事 二井 関 成

一 保安林予定森林の所在場所

長門市三隅上字人墓一、三、九一四、九二六の三、一三九六の一、一三九七の一、
一三九七の五から一三九七の一まで、一三九七の三三、一三九七の九、一三九七
の二四、一三九七の三四、字下人墓一七、二八、一三九七の二、一三九七の九から一
三九九の四まで、字とちの木三八、四一、四二、五〇、字堂ノ上九〇、九七、一〇
〇、一〇一、一〇三、九一の一、九二、九一七、九一九、字本山一七〇の一、一
七〇の二、一七一、一七二、一七五の一、一七六、一七八、八八二、八八三の二から
八八三の三まで、八八三の五、八八四の一、八八五の一、八八五の三、八八七の一、
八八七の三、八八八から八九一まで、八九二の一、八九二の二、五一九二の一、字榎
木坂一八四から一八六まで、八二四の七、一四〇二、一四〇三の一、一四〇四の
一、字三丸田一九四の一、一九五、一九七、二〇一の一、二〇一の三、二二五、九二
三、九二四、九二五の一、九二六の五、九二七の二、九二九、字河内二三三、字上堀
田二六三、字内広二八五、二八六、二九一、二九六、二九八から三〇四まで、三〇
七、八二四の三六、八二四の七〇、八六九、八七一、八七三、八七五、八七六の一か
ら八七六の三まで、八七七、一四〇五、字榎ノ木三三二、八七八、字横河内三五七、
三五八、字法師三五九、三六一、字田中坂三七八の一、三七九の一、三七九の二、三
八〇、三八二、九二六の一、九二六の四、九二七の一、九三四の一、九三四の二、九
三五の一、九三五の二、九三五の四、九三五の五、九三六、九三八の一、九三八の

二、九三九の一、九三九の二、九三九の四、一三九七の五、一四〇六の一、一四〇
七の一から一四〇七の三まで、一四〇八の一、一四〇九の一、一四〇九の二、一四一
〇の一、一四一〇の二、字迫谷三八三、三八五の一、三八五の三、三九四、三九七の
一、三九七の二、四〇〇の一、四〇〇の四、四〇二の一、四〇五の二、四〇六の一、
四〇六の二、四〇八の一、九〇八の四、九〇八の八、九〇八の九、九四三、九四八の
一、九五二の一、九五三の一、九五三の二、字櫛ヶ台四一〇から四一二まで、四一
五、一四一一、字迫村四一九、四二四の二、字森河内四二八、字石原四六一、字神田
四八九、四九八、八八六、八九三、九六三、九六五、九六八、九六九、字後畑七一
三、字焼尾七二五、七二〇、字法師谷七二九、七三二、七三三の二、八二四の七、八
二七の二、八二七の三、八二八の一、八二八の二、八三〇、一八二四、字柳ヶ谷七五
三、七五五、七五七、七六七、八二五の七、八二九、八三三、八四一の二、一四一
八、一四一九、一八二五、字柳谷八二四の二、八二四の三、八二四の七、八三三か
ら八三五まで、八三七から八四〇まで、八四一の一、一八一八、字奥大里八二四の
八、八二四の九、八二四の三三、八二四の一九、八二四の二七、八二四の三七、八二
四の四一から八二四の四五まで、八二四の六八、八二四の六九、八二五の九、字中
八四二、八四三、八四七の一、字四ノ瀬八四七の三、八四八、八四九、八五二、八五
六、八五九の一、字鍋割八六〇の一、八六一、八六一、八六五、八六六、八八〇、字
堀田八六八、字落畑八九三の一、八九六、八九七、九〇〇から九〇二まで、九〇四、
九〇五の一、九〇六の一、九〇九、字小郷九〇八の一、九三三、九三三、九四一、九四八、九
五〇、九五三、九五四、九五七、一〇六四の八八、一四二二、一四二四の一、一四二
五、字大畑九〇八の五、九八六、九八八、九八九の一、九九〇、九九一、九九三（次
の図に示す部分に限る。）、九九四、九九五、九九八の一、九九八の二、九九九、一
〇〇三、一〇〇五、一〇〇九、一〇一〇、字迫九四七、九五〇の一、九五六、九五
七、字後河内九六六、九六八、九七九から九八三まで、字小合九七〇、九七二、九七
五、九七七、字足新棒九八九、九八九の二、九九一、九九四、一四三三、字東原一〇

- 一 八の一、一〇四七、一〇四八、一四三八、字大谷一〇九八の一、一四二八
- 二 指定の目的
水源のかん養
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、長門市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済観光部農林課に備え置いて縦覧に供する。)



(三八一) 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成二十二年十一月十六日

山口県知事 二井 関 成

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
下 関 市	平成二十二年四月二十三日から平成二十二年二月二十四日まで	下関市地籍簿	菊川町大字上岡枝の一部
宇 部 市	平成二十二年四月二十一日から平成二十二年三月十一日まで	宇部市地籍簿	大字藤河内の一部
山 口 市	平成二十二年四月二十二日から平成二十二年八月二十六日まで	山口市地籍簿	徳地柚木の一部
下 松 市	平成二十二年四月二十二日から平成二十二年三月八日まで	下松市地籍簿	大字切山の一部

- 二 認証年月日
平成二十二年十一月十六日

(三八二) 美術館に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等

山口県立美術館条例の一部を改正する条例(平成二十二年山口県条例第三十号。以下「一部改正条例」という。)附則第二項の規定により、美術館に係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等について次のとおり公告します。

平成二十二年十一月十六日

山口県知事 二井 関 成

一 指定管理者に管理を行わせようとする美術館の概要

名 称	位 置
山 口 県 立 美 術 館	山 口 市
山口県立萩美術館・浦上記念館	萩 市

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- (一) 一部改正条例による改正後の山口県立美術館条例(昭和五十四年山口県条例第二号。以下「改正後の条例」という。)(第三条第一号に掲げる業務に關すること(美術品等の展示に附帯するものに限る。))。
 - (二) 改正後の条例第三条第三号に掲げる業務に關すること(美術品等の展示に關連するもの及び研究会の開催に關することを除く。))。
 - (三) 改正後の条例第三条第四号に掲げる業務に關すること(生涯学習の支援に關することに限る。))。
 - (四) 改正後の条例第三条第五号に掲げる業務に關すること(知事が定めるものに限る。))。
 - (五) 改正後の条例第八条の許可(同条第一号八及び第二号口に掲げる施設の使用に係るものに限る。次号において同じ。))をすること。
 - (六) 改正後の条例第十条の規定により、美術品等の観覧を拒み、又は改正後の条例第八条の許可を取り消すこと。
 - (七) 施設及び設備の維持管理に關すること。
- 三 指定しようとする期間

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間
 応募者に必要な資格に関する事項

四 公募に係る応募をすることができるものは、法人その他の団体（以下「法人等」という。）で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの（複数の法人等により構成される法人格を有しない団体（以下「共同体」という。）にあつては、その構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当するもの）とする。

- (一) 法人等（法人格を有しない団体にあつては、その代表者）が次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。
- 2 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。
- 3 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立てがされていないこと。

(二) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。

(三) 法人等の代表者が暴力団員（法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

(四) 暴力団又は暴力団員等の統制の下にあるものでないこと。

(五) 指定を請負とみなした場合に、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十二條の二、第四百二十二條（同法第六十六條第二項において準用する場合を含む。）又は第八十條の五第六項の規定に抵触することとなる者を構成員とするものでないこと。

(六) 山口県における地方自治法第二百四十四條の二第三項に規定する指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げたものでないこと。

(七) 地方自治法第二百四十四條の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

(八) 共同体にあつては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構成員又は他の応募者でないこと。

五 募集要項の配布

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県環境生活部文化振興課

(二) 期間
 平成二十二年十一月十六日から同年十二月十七日までの間

六 応募の方法及び期間

(一) 方法
 公募に係る応募をしようとするものは、山口県立美術館規則の一部を改正する規則（平成二十二年山口県規則第四十八号）による改正後の山口県立美術館規則（平成十九年山口県規則第十二号）第七條第一項各号に掲げる事項を記載した事業計画書及び同條第二項各号に掲げる書類を持参し、又は書留により郵送して山口県環境生活部文化振興課に提出しなければならない。

(二) 期間

平成二十二年十二月十日から同月十七日までの間

七 その他

(一) 公募に係る説明会を平成二十二年十一月二十五日（木曜日）午前十時三十分から山口市亀山町三番一号 山口県立美術館会議室において行う。

(二) この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領若しくは清掃業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止又は山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は指定を行わないことがある。

(三) 詳細については、山口県環境生活部文化振興課（電話〇八三一九三三二二六二七）に問い合わせること。



山口県選挙管理委員会告示第七十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六條第一項の規定による届出があつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十二年十一月十六日

山口県選挙管理委員会委員長 上符正顕

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	届出(届出年月日)
いたや正と市政に参画する会	板谷 正	嶋田 英治	下関市羽山町22番19号		平成22、10、21

井上たけし後援会	井上 剛	井上 葉子	防府市西浦888の1	〃	〃	1
上野塾	上野 哲良	塚原 周一	萩市大字東浜崎町1の37	〃	〃	19
曾田さとし後援会	曾田 聡	曾田 孝子	下関市細江町3丁目3番26号	〃	〃	6
田中義一後援会	矢義 伸治	田中 和子	玉司本町4丁目6番40号	〃	〃	12
前田晋太郎後援会	前田晋太郎	小林大次郎	新地西町1番4号	〃	〃	4

山口県選挙管理委員会告示第七十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七條第一項の規定による届出があつた政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十二年十一月十六日

山口県選挙管理委員会 上 符 正 顯

政治団体の名称	異動事項	内容		備考 (年月日)
		新	旧	
民主党山口県総支部連合会	代表者 藤谷 光信	平岡 秀夫	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体以外	平成22、10、18
大村旭夫後援会	事務所 萩市大字土原524の1	萩市大字土原508の1	政治資金規正法第19条の7第2号に係る国会議員関係政治団体	〃
三浦のぼる新世代政治倶楽部	代表者である公職の候補者の氏名	—	衆議院議員	〃
	公職の種類	—	衆議院議員	
	公職の候補者の氏名	—	三浦 昇	
	公職の種類	—	衆議院議員	

渡辺和彦後援会	代表者	風呂本忠彦	弘中 康彦	〃	〃	4
---------	-----	-------	-------	---	---	---

山口県選挙管理委員会告示第八十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七條第一項の規定による届出があつた解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十二年十一月十六日

山口県選挙管理委員会 上 符 正 顯

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
内山さちじ後援会	内山 吉治	内山 吉治	下松市大字東豊井902の1	平成22、10、4
清水あきと後援会	森脇 智一	清水 恵子	萩市大字堀内210の24	〃 9、25
山口民主クラブ	小川 信	井場 正春	山口市吉敷中東1丁目3番10号	〃 10、7

山口県選挙管理委員会告示第八十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九條第二項の規定による届出があつた資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十二年十一月十六日

山口県選挙管理委員会 上 符 正 顯

資金管理団体の名称	資金		管理団体の名称	代表者の氏名	備考 (指定届出年月日)
	名	称			
曾田 聡	山口県議会議員	曾田さとし後援会	下関市細江町3丁目3番26号	曾田 聡	平成22、10、6

山口県選挙管理委員会告示第八十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九條第三項の規定による届出

があった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十二年十一月十六日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

資金管理団体の異動事項をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項の種類	異動内容		備考 (年月日)
				新	旧	
三浦 昇	山口県議会議員	三浦のぼる新世代政治倶楽部	公職の種類	山口県議会議員	衆議院議員	平成22/10、20

山口県選挙管理委員会告示第八十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があった同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十二年十一月十六日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体		備考 (資金管理団体でなくなくなった旨の届出年月日)
		名称	主たる事務所の所在地	
内山 吉治	下松市議会議員	内山きちじ後援会	下松市大字東豊井902の1	平成22、10、4

平成二十二年十一月十六日
印刷發行

發行人所

山口県知事
山口市